

求職者支援と社会保障：イギリスにおける労働権保障の法政策分析

丸谷， 浩介

<https://hdl.handle.net/2324/1654973>

出版情報：九州大学，2015，博士（法学），論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（2）

氏 名 : 丸谷浩介

論 文 名 : 求職者支援と社会保障—イギリスにおける労働権保障の法政策分析

区 分 : 乙

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、労働移動を希求する者に対する所得保障と求職者支援がいかなる法的構造を有し、それがいかなる法規範によって支えられているか、イギリス法を検討することによってわが国社会保障法学へ「求職者法」を提唱するものである。

序章は、日本法の状況を確認する。労働移動を希求する者に対する所得保障法と労働権を実現するための求職者支援施策とは、別個の法制度として発展成立してきた。所得保障法は制定法上の権利が基礎づけられているが、求職者支援を受けることが権利として確立しているとはいえない。所得保障と求職者支援を結びつける近年の政策動向・理論状況からすると、一般法としての求職者支援法を検討する必要性が生じてくる。

第1章「イギリス求職者法の史的展開」は、救貧法から現在に至る求職者支援と社会保障法がいかなる関係を持ちつつ発展してきたのかを検討する。所得保障法は必要原理からナショナルミニマム、従前生活保障から必要原理へと移行してきたということができる。求職者支援については、集団的自由放任主義に基づいた国家は労働市場の需給調整機能に消極的であり、職業能力開発でも後見的な役割しか果たしてこなかった。ただ、ブレア労働党政権以降は職業能力開発に積極的な施策を講じ、所得保障と求職者支援との法的な関係を強化させるに至っている。

第2章「求職者の所得保障法」は、1995年求職者法に基づく求職者手当と2012年福祉改革法に基づくユニバーサル・クレジットについて、所得保障法と求職者支援とがいかなる関係を持つかについて法・規則・裁判例・裁決例を検討する。イギリスにおける求職者の所得保障法の特徴として、包括性、所得保障法に内包される就労支援、給付水準が就労支援を行うために設定されている。

第3章「受給要件としての求職活動」は、所得保障給付を受給するための求職活動要件について、その法的意義を検討する。イギリスの特色としてハードなワークフェアが指摘されているが、裁判例を検討した結果、求職者の自由を尊重するアクティベーション型である。

第4章「労働市場と社会保障法」は、労働力の需給調整と所得保障法を検討する。不本意な雇用関係からの離脱を所得保障法でいかに評価するか、求職者の求職条件としていかなる権利保障がなされるか、裁判例・裁決例を中心に分析する。裁判例で尊重されてきた求職者の権利は、その後の立法において制約を受けつつある。

第5章「求職者支援と社会保障法・労働法」は、求職者の職業能力開発において職業訓練が強制されるのはなぜか、その法的意義と限界について検討する。求職者支援は労働市場との関係で柔構造を有するが故に、標準化することが困難である。したがって、求職者支援法は個別化され、当事者関係を規律するための法とそれを規制するための法が必要となっている。

第6章「求職者法試論」は、イギリス法の状況を踏まえ、日本の社会保障法において「求職者法」という視点を投入することによって新たな視座をえることを提唱するものである。求職者法の法主体は労働移動を希求するものであり、憲法13条、25条、26条、27条を規範的根拠とする。その法体系として労働市場法、生活保障法、就労支援法、苦情解決・権利救済法から構成されることになる。